千曲市告示第１８号

　千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

　　令和８年２月６日

千曲市長　小　川　修　一

千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱（平成21年千曲市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号を削る。

第３条後段を削る。

第５条第４号中「取引予定量」を「の間で」に改め、「及び協定価格の決定方法」を削り、「木質ペレット安定取引協定書」を「燃料供給に関する協定書」に改める。

第６条第５号を削り、同条第６号中「森のエネルギー推進事業達成状況報告書」を「森のエネルギー推進事業使用実績報告書」に改め、同号を同条第５号とする。

第10条中「第６条第６号」を「第６条第５号」に改める。

様式第２号中

「

森のエネルギー推進事業達成状況報告書

」を

「

森のエネルギー推進事業使用実績報告書

」に、

「

年度に実施した森のエネルギー推進事業に係る達成状況について、下記のとおり報告します。

」を

「

年度に実施した森のエネルギー推進事業に係る使用実績について、下記のとおり報告します。

」に

改める。

附　則

この告示は、令和８年２月６日から施行する。